

平成30年 第2回 峡南衛生組合

議会定例会 会議録

平成30年10月24日（水）午後3時より

峡南衛生組合 2階 議場 於

## 平成30年 第2回 峡南衛生組合議会定例会

・平成30年10月24日午後3時平成30年第2回峡南衛生組合議会定例会  
が峡南衛生組合議場に招集された。

・出席した議員は次のとおりです。

1 番	秋山豊彦	2 番	伊藤雄波
3 番	伊藤達美	4 番	若林一明
5 番	市川 強	6 番	赤池 朗
7 番	米山久志	8 番	望月十四朗
9 番	福與三郎	11 番	川崎充朗
12 番	河井 淳		

・欠席した議員は次のとおりです。

10 番 川口福三

・地方自治法第121条の規程により説明のため会議に出席した者は、次のとおりです。

管理者	辻 一幸
副管理者	久保眞一
副管理者	望月幹也
副管理者	佐野和広
組合代表監査委員	深沢 肇
会計管理者	江本隆治
市川三郷町生活環境課長	望月和仁
早川町町民課長	望月重美
身延町環境下水道課長	羽賀勝之
南部町環境センター所長	新井 稔

・本会議に、職務のため出席した者は次のとおりです。

所 長	樋川 信
支所長	古屋秀樹
次 長	望月邦浩

所 長：それでは定刻になります。開会に先立ちまして、相互にあいさつを交わしたいと思います。全員ご起立願います。相互に礼。

一 同：ご苦労さまです。

所 長：ご着席ください。

議 長：本日は大変ご苦労さまです。まず川口議員より欠席の届けが出されておりますので、ご報告申し上げます。さらにご報告申し上げます。閉会中に、市川三郷町において任期満了に伴う議員改選があり、峡南衛生組合出向議員として、秋山豊彦くんと川崎充朗くんが選出されましたので報告いたします。ご両名には、一言ずつあいさつをいただきたいと思います。先に秋山豊彦くんよりあいさつをいただきます。秋山豊彦くん。

秋山議員：市川三郷町から選出されました秋山豊彦でございます。よく予算を見ても分かりませんが、また質問をさせていただく機会がここにありますので、詳しく聞かせていただきたいのですが、よろしく一つお願いします。皆さん、よろしく願います。

議 長：次に、川崎充朗くん、お願いいたします。

川崎議員：1期4年間、峡南衛生組合の議員として務めさせていただきました。まだ勉強不足ではありますが、皆さんとともに切磋琢磨しながら頑張っていきたいと思えます。よろしく願います。

議 長：ありがとうございます。本日はお忙しい中出席をいただき、10月定例会が開会できますこと、心よりお礼申し上げます。本定例会に付議されております案件は、認定第1号、議案第12号、同意第1号から第4号までの6案件であります。なお市川三郷町議会改選に伴い副議長が不在でありますので、報告させていただきます。

それでは、本日の会議が、慎重審議の中にもスムーズな議会運営ができますよう、特段のご協力をお願い申し上げて、開会のあいさつといたします。ただ今から、平成30年第2回峡南衛生組合議会定例会を開会いたします。本定例会に、管理者ほか関係者の出席を求めていますのでご了承願います。これより本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配布したとおりになりたいと思いますの

で、ご了承願います。

#### 日 程 第 1

議 長： 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただ今着席のとおり指定します。

#### 日 程 第 2

議 長： 日程第2、副議長の選挙を行います。副議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご意義ありませんか。

一 同：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

一 同：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、議長より指名します。峡南衛生組合議会副議長に、川崎充朗くんを指名します。お諮りします。ただ今副議長に指名しました川崎充朗くんを、峡南衛生組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

一 同：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。従って、川崎充朗くんが副議長に当選されました。ただ今副議長に当選された川崎充朗くんが議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。川崎充朗くん、副議長当選承諾のごあいさつをお願いいたします。はい、川崎充朗くん。

川崎議員：ただ今議長の指名によりまして、また組合議会議員の多数の皆さんの同意を得まして、大役である副議長を仰せつかりました。私事ながら、勉強不足であります。あと10年後に広域ごみ処理問題、こういった大きな問題を抱えています。皆さんとともに勉強して行って、より良い環境づくりを目指して頑張っていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

日 程 第 3

議 長： 日程第3、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただ今着席のとおり指定します。

日 程 第 4

議 長： 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、11番川崎充朗くん、1番秋山豊彦くんを指名します。

日 程 第 5

議 長： 日程第5、会期の決定について議題といたします。本件については、議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長、7番米山久志くん。

米山議員：はい、議長。

議 長：はい、米山くん。

米山議員： 議会運営委員会報告。議長の命により、議会運営委員会の報告をいたします。平成30年第2回定例会の会期につきましては、去る10月15日に議会運営委員会を開催し協議いたしました。その結果、会期は本日1日とし、本日はこの後、日程第1号と議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決と同意、第1号から同意第4号の人事案件の上程、説明、採決の6案件を行います。以上、議会運営委員会の報告といたします。よろしく取り計りをお願いいたします。

議 長： お諮りします。本定例会の会期については、ただ今の議会運営委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

一 同： 異議なし。

議 長： 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日1日とすることに決定しました。

日 程 第 6

議 長： 日程第6、管理者あいさつ。管理者、ご登壇ください。

管 理 者：はい、議長。

議 長：はい、辻管理者。

管 理 者：皆さん、こんにちは。本日ここに、平成 30 年の第 2 回峡南衛生組合議会が開会をいたしましたところ、議員各位には、公私にわたってご多忙の中をご出席していただき、議会が開会できますことをまずは厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、先の市川三郷町の町議会選挙には、当衛生組合にも、秋山豊彦町議さんと、川崎充朗町議さんがご当選され、当組合の議員としてご就任をいただいたこと、誠にありがとうございます。また、当組合の運営のために、格段のご尽力、ご指導をしていただきますことも、重ねてお願いを申し上げるところでございます。

既に平成 30 年度も後半に入って、秋もいよいよ深まっているところでございます。平成の年号も、いよいよこの 30 年をもって終わりという中で、私ども一抹の思いがある昨今になってきているわけであります。

当峡南衛生組合におきましても、順調に初事業が推移しておりますこと、これもひとえに議員各位のご指導、ご支援の賜物だと、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

2 点ほど議案の提案に先立ちまして、ごあいさつ、報告もさせていただくところでありますが、実は、きょう午前中に、山梨県の笛吹市に作られております、広域の一般杯棄物最終処分場は平成 26 年から県下統一の処分場の建設を進めてきて、いよいよ大詰めになる会議が行われたわけでございます。この 11 月 9 日に、この処分場の竣工式を行い、なお廃棄物を 12 月から操業を開始して、県下一円の廃棄物をそこに取り入れるというような段取りになってきたところでございます。

当然、全県下のそれぞれの衛生組合員が処分事業に対してかかっていくわけでありましたが、今までそれぞれの焼却所の廃棄物、県外に求められていたものが、こうしてやっと県下統一の処分場ができたという中で、これからのこの問題に対するいろいろな点での環境問題が前進していくんじゃないか、また、経費の節減にも務められるような形が出ていくんじゃないかということをお願いしながら、きょうの会議に臨んだわけであります。11 月の 9 日に、県下、現地で落成式を行うというようなことで、われわれが待望していたこの問題についても、一歩も二歩も前進していけると思うところでございます。

また、この 4 月から、北巨摩、中巨摩、南巨摩、3 巨摩の統一の焼却場の建設が、準備室が中央市に設けられて、そこで平成 43 年をめどにしながら、3 巨摩の焼却場を統一して造るという話題も、今前進をしているところでございます。既に

新聞等でご承知のように、その施設の場所等も選定をしてきて、3カ所ぐらいに絞られながら、今作業しているところでございますが、やはりこうした処理場の問題だけに、地域の同意、協力なくしては前進していきません。

総建設費は、約200億以上になろうということでありまして、対象人口は、3巨摩で33万人から34万人の対象事業という中で、これらの建設も3巨摩にとっても、山梨県にとっても、一大ごみ焼却と環境問題の課題だけに、私どももその大きな責任の一端を担いながら、これへの取り組みをしているところでございます。今は建設に向かつての仮事務所ではありますが、正式に決定次第、法人化を目指して組織を立ち上げながら、そしてそこに建設に向かつての総合事務所を正式につくっていかねばならないというような時期に来ているわけがあります。

少なくとも年度末から来年早々ぐらいには、方向性をはっきり定めたいという中で努力をしていきたいと。また、峡南衛生組合も、中巨摩、北杜、北部に向かつて、北巨摩に向かつての一員に加わりながらの努力をしているところでございます。

順調に施設が進んでいくような形の中での最大の努力を払っていきながら、また峡南衛生組合としての焼却場の問題も含めて考えていきたいと、このように思っているところであります。これらのご報告をさせていただきながら、本日提案いたしました議案についての皆さんのご審議をお願いする次第でございます。

日程第1号は、平成29年度の峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算認定の件であります。また、議案第12号は、平成30年度、峡南衛生組合一般会計補正予算第2号について提案をいたしているところでございます。

次に、同意案件の第1号は、峡南衛生組合の監査委員の専任についてをご同意いただく内容でございます。同意第2号から同意第4号までは、峡南衛生組合の公平委員の任期に伴う専任に対する同意案件を提案してあるところでございます。また、その後、議会運営委員の専任も、この議会で皆さんにお諮りを議会からすることになっておりますが、ひとつよろしくご審議をいただきながら、ご決定をしていただきますようお願い申し上げます。あいさつと議案の提案の一部の説明に代えさせていただきます。本日は誠にご苦労さまでございます。よろしく申し上げます。

#### 日 程 第 7

議 長： 日程第7、認定第1号平成29年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、上程いたします。

## 日 程 第 8

議 長： 日程第8、管理者に認定第1号について提案理由の説明を求めます。

管 理 者： はい、議長。

議 長： 管理者、辻一幸くん。

管 理 者： はい。それでは、認定第1号を提案させていただきます。なお、提案以外の内容につきましては、担当の会計管理者から補足説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。提案の内容を朗読させていただきます。

認定第1号、平成29年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233号第3項の規定により、平成29年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書を付けて議会に付する。平成30年10月24日提出。峡南衛生組合管理者、辻一幸。

1枚おめくりください。1ページから説明をさせていただきます。なお、内容については、予算減額と収入済額を朗読させていただいて、歳入歳出の支出済額も朗読させていただいて、私からの提案にさせていただき、なおかつ補足説明を担当者から加えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

平成29年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算書歳入の部、款、項、予算現額、収入済額で読ませていただきます。

1、分担金および負担金、2億4,869万円、2億4,869万円。1、負担金、2億4,869万円、2億4,869万円。2、使用料および手数料、1億1,900万2,000円、1億2,085万1,910円。1、使用料、615万円、703万円。2、手数料、1億1,285万2,000円、1億1,382万1,910円。3、財産収入、3万6,000円、556万2,157円。1、財産運用収入、3万6,000円、2万2,157円。2、財産売り払い収入、554万円。4、繰入金、1,031万5,000円、1,031万5,000円。1、繰入金、1,031万5,000円、1,031万5,000円。5、繰越金、1,124万円、1,124万212円。1、繰越金、1,124万円、1,124万212円。6、諸収入、1,001万7,000円、1,059万3,880円。1、預金利子、1万4,000円、717円。2、雑入、1,003万円、1,059万3,167円。歳入合計は、3億9,930万円、4億725万3,163円の歳入であります。

次に、3ページ。歳出を読み上げさせていただきます。1、議会費、217万5,000円、197万6,928円。1、議会費、217万5,000円、197万6,928円。2、総務費、3,106万5,000円、3,002万6,165円。1、総務管理費、3,097万2,000円。2,996万165円。2、監査委員会、9万3,000円、6万6,000円。3、衛生費、3億3,057万6,000円、3億2,204万7,180円。1、清掃費、3億3,057万6,000円、3億

2,204万7,180円。4、火葬費、2,089万5,000円、2,048万5,048円。1、火葬処理費、2,089万5,000円、2,048万5,048円。5、諸支出金、1,258万9,000円、1,257万5,157円。1、基金費、1,258万9,000円、1,257万5,157円。6、予備費、200万円、0。1、予備費、200万円、0。歳出合計、3億9,930万円、3億8,711万478円。歳入歳出差引残額、2014万2,685円と相成った次第であります。

なお、詳細説明につきましては、5ページ以下の要点だけの説明を、担当出納者から説明を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長：認定第1号について、詳細説明を求めます。会計管理者、江本隆治くん。

会計

管理者：はい、議長。

認定第1号。平成29年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算書の内容について説明させていただきます。1ページ、2ページの歳入をお願いいたします。

歳入合計、歳入済額。4億飛んで725万3,163円で、対前年度比マイナス3.4%。1,452万2,294円の減額となりました。3ページ、4ページをお願いいたします。歳出については、歳出合計、歳出済額、3億8,711万飛んで478円で、対前年度比マイナス5.7%。2,342万4,767円の減額となりました。歳入歳出差引残額は、2,000飛び14万2,685円でございます。

5ページ、6ページをお願いいたします。次に、歳入科目ごとに事項別に説明いたします。調定額と収入済額が全て同額なので、収入済額で説明させていただきます。1款、分担金および負担金。1項1目1節。1、負担金は、2億4,869万円。備考欄に記載のとおり、構成町から負担していただいております。2款、使用料および手数料は、1億2,000飛んで85万1,910円。対前年度比0.8%。98万飛んで290円の増額でありました。1項1目。火葬場使用料は、700飛んで3万円で、前年と比べ20件の増で、46万5,000円の増額となっております。

2項1目、清掃手数料は、647万7,000飛び30円。2目、ごみ処理手数料は、1億飛んで734万4,880円で、内容については、南部町のごみ処理手数料6,296万9,000円など、備考欄の記載のとおりであります。3款、財産収入は、556万2,157円で、対前年度比552万6,170円の増額でありました。

1項1目、利子および配当金、2万2,157円。財政調整基金利子分であります。2項1目、財産売払収入、554万円。収集車6台分であります。平成30年度から、収集業務を民間委託することから、保有していた収集車を売り払いしたものであります。4款、繰入金1,000飛んで31万5,000円は、財政調整基金繰入金であります。

7 ページ、8 ページをお願いします。5 款、繰入金は前年度繰越金で、1,124 万 212 円であります。6 款、諸収入。1,000 飛び 59 万 3,884 円。1 項 1 目、預金利子 717 円は、普通預金利子であります。2 項 1 目、雑入。1,000 飛び 59 万 3,167 円は、主に発酵肥料、古紙、金物などの売上収入で、備考欄に記載のとおりであります。歳入については以上でございます。

続きまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。歳出について説明させていただきます。1 款、議会費については、支出済額 197 万 6,928 円。不用額が、19 万 8,000 飛び 72 円。予算に対する執行率は、90.9%であります。主な支出については、1 項 1 目 1 つ 1 節。報酬 24 万 2,000 円 11 節、需要費 66 万飛んで 882 円。このうち 57 万 4,560 円が、議会用放送設備の修繕費であります。14 節、使用料および賃借料の 27 万 3,930 円と、19 節、負担金、補助金および交付金の 49 万円は、議員研修関係の支出であります。2 款、総務費。支出済額、3,000 飛び 2 万 6,165 円。不用額、100 飛んで 3 万 8,835 円。執行率は 96.7%であります。

1 項 1 目、一般管理費の 1 節。報酬から 4 節、共済費までは、所長および職員の 2 名分の人件費です。7 節、賃金は、臨時職員 2 名分であります。8 節、報償費 20 万円は、労働安全衛生コンサルティング料です。11 節、需要費は、250 万飛んで 8,000 飛び 65 円の支出は、消耗品と。11 ページ、12 ページをお願いいたします。印刷製本費が主な支出であります。

13 節、委託料 100 飛んで 5,500 飛び 56 円は、施設の警備料ほか、保守点検等委託料の支出であります。14 節、使用料および賃借料 365 万 7,000 飛び 85 円は、財務会計給与システム使用料、条例システムリース料などの支出であります。

19 節、負担金、補助金および交付金、72 万 7,785 円。このうち南部町のごみの受け入れに伴い、組合に隣接する静川 6 区と、鴨狩、津向区併せて 7 区の補助金 35 万円が主な支出であります。

2 目、公平委員会費 2 万 7,950 円は、議員報酬等の支出であります。2 項 1 目、監査委員費 6 万 6,000 円は、議員報酬等の支出であります。3 款、衛生費、支出済額 3 億 2,200 飛び 4 万 7,180 円は、不用額 852 万 8,820 円。執行率 97.4%であります。1 項 1 目、し尿処理費は、6,294 万 1,166 円。2 節、給料から 13 ページ、14 ページをお願いします。

4 節、共済費までは、職員 2 名分の人件費です。7 節、賃金は、臨時職員 1 名分であります。11 節、需用費 2,842 万 3,553 円で、主な支出は、光熱水費 1,162 万 3,388 円のほか、備考欄の記載のとおりであります。13 節、委託料 285 万 2,488 円については、各施設の清掃、点検業務などの委託料であります。15 節、工事請負費 1,934 万 8,400 円は、汚泥打ち込みポンプ改修工事などの工事費で

あります。

2目、ごみ処理費は、2億5,910万飛んで6,000飛び14円の支出であります。2節、給料から4節共済費までは、職員7名分の人件費であります。7節、賃金3,824万6,869円は、臨時職員13名分であります。11節、需要費は、6,865万7,841円で、15ページ、16ページをお願いいたします。

主に、光熱水費の電気料が1,877万2,131円。機械整備等の修繕費2,141万7,821円で、その他、袋購入費などの支出であります。13節、委託料7,000飛び91万2,948円は、不燃物収集処理や、焼却灰運搬処理、その他設備の点検整備などに要した費用であります。

15節、工事請負費3,700飛び4万4,400円は、焼却炉の耐火物補修工事などの費用に充てた支出であります。

4款、火葬費、支出済額2,000飛び485万48円。不用額40万飛んで9952円。執行率は98%であります。1項1目火葬処理費。11節、需用費537万4,760円は、燃料費の灯油代や修繕費で、台車の修繕や炉内の焼却器機、部品交換などの主な支出であります。13節、委託料1,367万5,240円は、火葬業務委託料1,296万円が主な支出であります。

17ページ、18ページをお願いいたします。15節、工事請負費129万6,000円は、火葬炉の補修工事の支出であります。5款、諸支出金1項1目、財産調整基金に1,257万5,157円の積み立てをいたしました。6款、予備費について支出はありませんでした。歳出については以上でございます。

次に基金について説明いたします。20ページをお願いいたします。財産に関する調査の調書の中段、基金の欄をご覧ください。財産調整基金、前年度末現在高が7,868万3,000円で、決算年度中の増減高では基金の取り崩しが、1,000飛び31万5,000円。積立金として、基金利子併せて1,257万5,157円を積み立てしました。その差額が、226万飛び157円の増となり、決算年度末現在高が、8,000飛び94万3,000円となりました。以上、雑ぱくであります。日程第1号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長：ただ今、会計管理者より詳細説明がありましたが、ここに代表監査員が出席しておりますので、深沢肇代表監査委員から監査結果の報告をお願いいたします。

深 沢

監査委員：はい、議長。

議 長：はい、深沢代表監査委員。

深 沢

監査委員： それでは、お手元の資料に沿って朗読させていただきます。平成 29 年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書。地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 29 年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算ならびに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、この意見は下記のとおりです。

1、審査対象。平成 29 年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算ならびに関係諸帳簿、証書類。2、審査日および場所。平成 30 年 8 月 9 日、早川町役場 2 階会議室。3、審査の総括的意見。一般会計の予算額および歳入歳出済額は、予算台帳ならびに出納日計簿、収入簿および支出簿により、出納証書類を余すところなく精査の上、さらにその内容につき検討を加え審査を実施した結果、決算は係数的に正確であり内容も適正であると認めた。

4、審査の個別的意见。(1)、歳入について。①、歳入については、各町からの負担金が 61%。使用料および手数料の歳入が 30%を占め、これが主な収入源である。このうち手数料については、南部町からの可燃ごみ受け入れに伴う割合が大きい。②、歳入全般では、対前年度比△3.4%。金額にして、1,452 万 2,000 円の減となった。減額の理由については、繰入金の基金取り崩し減が主な要因である。

(2)、歳出について。①、平成 29 年度歳出決算は、対前年度比△5.7%の減額となった。減額の要因としては、ごみ処理の減に伴う焼却灰の量が減ったことが主な要因である。しかしながら、焼却場も、建設当時から 22 年が経過し、炉の補修工事や電気機械の修繕がかさんでくる中、平成 43 年の 3 月には、11 市町の新規ごみ処理施設が完成するようでありますので、計画性を持った点検整備を行いながら、職員の技術の工場と施設の延命化を図り、修繕および工事費がかさむことがないように経費節減に努力されたい。

2、予算に対する執行率は 96.9%で、概ね適正であると認めるが、不用額が出ないように工夫していただきたい。3、財政調整基金について。前年度末保有額は、8,000 飛び 94 万 3,000 円であり、適正な管理運営をされていた。今後し尿処理施設および火葬場において、施設の老朽化が進んでいるので、工事費等で出た余剰金は積極的に積み立てをし、これからの施設の維持管理および全面整備等に備えていくことを望む。

結びに、日本経済は、企業収益、雇用、所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いているものの、一方で米国政権の動向などにより世界経済の先行きに不透明感があり、国内経済においても、個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況である。また、高齢化と人口減少が確実に進展する社会への対応や、首都圏一極集中の構造是正、地方創生が引き続き日本社会の重要な課題である。また、本格的な人口減少時代に突入し、特に生産年齢人口の減少と急激な高齢化

が進む中で、生活困窮者も増加し、行財政運営を圧迫する大きな要因であることに加え、公共施設等の老朽化に対して適正な配置や実効性のある維持管理など、施設の最適化を図っていく必要がある。

そうした中で、収入の大部分を構成町の負担金に依存している当組合としては、費用対効果の視点に立ったコスト意識の徹底を基本とし、事務の円滑化、効率化と職員のスキルの向上を求め、最小の経費で最大限の効果を上げるように努めることが重要である。ごみ処理施設においては、現在 11 市町で、平成 43 年 4 月までには、峡北、中巨摩、峡南のごみ処理施設を 1 つに集約するよう検討を重ねているところであり、その間、現在の焼却所を延命していかなければならない状況にあり、次期ごみ処理施設建設時にも多額の費用がかかることから、引き続き積極的に事務事業の見直しを行い、財政負担の効率化および透明化に努め、構成町との連携の下、効率的な組合運営に努められたい。以上でございます。ありがとうございました。

#### 日 程 第 9

議 長：日程第 9、認定第 1 号について質疑を行います。質疑はございませんか。

秋山議員：議長。

議 長：はい、秋山くん。

秋山議員：先ほど監査委員の方の説明を聞いたんでありますが、それぞれの市町村におきましても、大変厳しい財政の中で行っていることと思うわけですが、先ほどもお話があったように、経費節減という課題があったわけですが、ぜひ一つしっかりとチェックしながら経費節減に努力をしていただきたい。お願いいたします。以上です。

議 長：ただ今は、質疑ではなく。

秋山議員：要望です。

議 長：要望ということで。ほかに質疑ございますか。はい、若林くん。

若林議員：すいません、初めてなものですからちょっとお聞きしたいんですが、16 ページの事業費の光熱費、修繕費、袋購入費とあるんですが、修繕費と袋購入費をもうちょっと説明していただくとありがたいんです。16 ページの一番上段です。

議 長：16 ページの一番上ですね。

管 理 者：光熱費と修繕費。

議 長：修繕費と。

若林議員：光熱費は電気量と聞きましたから、修繕費と袋購入費の内容を。

議 長：はい、望月次長。

次 長：はい、すいません。袋購入費につきましては、可燃ごみ、そして不燃ごみの袋の購入に充てさせていただいたものでございます。すいません、袋につきましては、可燃ごみが、可燃の大きが 62 万 4,900 枚売れております。小につきましては、5 万 4,900 枚、金物につきましては、4 万 6,000 枚、瓶につきましては、2 万 4,800 枚、セトモノにつきましては、1 万 3,000 枚ということで売れておりますので、その辺はそれらの関係の購入費に充てさせていただいております。なお、修繕費につきましては、生ゴミの修繕、それから焼却場等の修繕に充てさせていただいております。以上です。

議 長：若林くん、よろしいですか。はい、若林くん。

若林議員：袋を業者から買って、そして市町村に売るわけですね。その購入費ということですね。修繕費は、いろんなところの修繕費があったけれども、ごみの修繕費というのが、焼き場の何かを直したというところ。

次 長：そうです。

若林議員：分かりました。ありがとうございました。

#### 日 程 第 10

議 長：ほかに質疑はありますか。ほかに質疑がないようですので、質疑を集結いたします。日程第 10、認定第 1 号について討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。日程第 11、提出議案の採決を行います。認定第 1 号、平成 29 年度峡南衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、認定第 1

号は、原案どおり可決いたしました。

管理者：ありがとうございました。

#### 日 程 第 12

議長： 日程第 12、議案第 12 号。平成 30 年度峡南衛生組合一般会計補正予算第 2 号について上程いたします。

#### 日 程 第 13

議長：日程第 13 議案第 12 号について、提案理由の説明を求めます。はい、管理者、辻一幸くん。

管理者： それでは、議案第 12 号を提案させていただきます。なお、補足説明については、所長よりさせますので、よろしくお願ひします。1 ページをおめくりください。

平成 30 年度峡南衛生組合一般会計補正予算第 2 号。平成 30 年度峡南衛生組合の一般会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 号、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 299 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5 億 2,263 万 7,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。平成 30 年 10 月 24 日提出。

それでは、1 ページを朗読させていただきます。第 1 表、歳入歳出予算補正。5、繰越金。款項補正前の額、補正額、計で読ませていただきます。353 万 8,000 円、299 万 6,000 円、653 万 4,000 円。1、繰越金、353 万 8,000 円、299 万 6,000 円、653 万 4,000 円。歳入合計、5 億 1,864 万 1,000 円、299 万 6,000 円、5 億 2,163 万 7,000 円。

2 ページ、歳出であります。2、総務費。1、総務管理費、3,334 万 5,000 円、19 万 7,000 円、3 万 3,000……3,354 万 2,000 円。失礼しました。3、衛生費。1、清掃費、3 億 7,630 万 4,000 円、116 万 2,000 円、3 億 7,746 万 6,000 円。4、火葬費、2,044 万 9,000 円、170 万円、2,214 万 9,000 円。1、火葬処理費、2,044 万 9,000 円、170 万円、2,214 万 9,000 円。5、南部総務費、1,297 万 8,000 円、マイナス△の 88 万 3,000 円、1,209 万 5,000 円。南部 1。南部総務管理費、1,297 万 8,000 円、△の 88 万 3,000 円、1,209 万 5,000 円。6、南部衛生費、5,756 万 2,000 円、△の 6 万 3,000 円、5,749 万 9,000 円。1、南部清掃費、5,756

万 2,000 円、△の 6 万 3,000 円、5,749 万 9,000 円。7、南部火葬費、1,407 万 3,000 円、△の 51 万 5,000 円、1,355 万 8,000 円。1、南部火葬処理費、1,407 万 3,000 円、△の 51 万 5,000 円、1,355 万 8,000 円。8、諸支出金、3 万 6,000 円、139 万 8,000 円、143 万 4,000 円。1、基金費、3 万 6,000 円、139 万 8,000 円、143 万 4,000 円。歳出合計、5 億 1,864 万 1,000 円、299 万 6,000 円、5 億 2,163 万 7,000 と相成った次第でございます。

なお、事項別明細につきましては、所長より、5 ページ以下の事項別明細を補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。なお、冒頭のごあいさつで申し上げますればよかったわけではありますけれども、4 月 1 日から、南部町の衛生組合と当峡南衛生組合は統合合併をさせていただいて、3 町から 4 町の峡南衛生組合としての峡南の組織に相成ったわけでございます。こんにちまで半年過ぎようとしているわけではありますが、おかげさまで順調に、当初から協力体制、万全の体制の中で臨んで順調にスタートさせていただいたことも、この場を借り、補足説明とあいさつにさせていただきます。次に所長から事項別明細を補足させますので、よろしくお願い致します。

議 長：議案第 12 号について詳細説明を求めます。はい、所長、樋川信くん。

所 長：それでは、議案第 12 号、平成 30 年度峡南衛生組合一般会計補正予算第 2 号について、詳細説明をいたします。歳出から説明いたします。6 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目、一般管理費。19 節、負担金、補助および交付金、19 万 7,000 円。これにつきましては、ごみ処理、広域化推進協議会への負担金であります。3 款 1 項 2 目、ごみ処理費。11 節、需用費、116 万 2,000 円。生ゴミ処理施設が 4 月から南部支所へ移転しました。そのため、その施設への電気料を計上させていただきました。4 款 1 項 1 目、火葬処理費。15 節、工事請負費、170 万円。火葬場、峡南斎場の屋上の防水工事であります。10 月 1 日の台風 24 号の影響で、火葬場待合室の屋上の防水シートが破損しました。待合室の北側 2 カ所に雨漏りも見つかりました。そのため早急に修繕したいということで、170 万円を計上させていただきました。

5 款 1 項 1 目、南部一般管理費。11 節、需要費、8 万 7,000 円。消耗品費と燃料費の追加でございます。12 節、役務費、2 万 4,000 円。通信運搬費にかかる補正でございます。13 節、委託料、132 万 1,000 円の減額。これにつきましては、当初南部との合併に伴う、パソコンやコピー機等の設置を計上いたしました。が、パソコンにつきましては、使用できるものがあつたため、それを使用するというので、コピー機はリースで対応するという。このため、今回 132 万

1,000 円を減額するものでございます。

7 ページに行きまして、14 節の使用料および賃借料、32 万 7,000 円の追加でございますが、コピー機リース料として 32 万 7,000 円を計上させていただきました。6 款 1 項 1 目、南部し尿処理費。11 節、需要費、6 万 3,000 円の減額。水道料の追加分と機械修繕費の差金分の減額を差し引きした額で減額補正をするものでございます。

7 款 1 項 1 目、南部火葬処理費。13 節、委託料。51 万 5,000 円の減額。南部町との合併に伴い、南部アルカディア聖苑に、火葬予約システム器機の設置予算を計上いたしました。合併前の 3 月中に予約システムを設置しなければ、4 月 1 日からの火葬業務に不具合が生じるということから、前年度の予算において、パソコン導入システムの開始を済ませたので、今回減額補正するものでございます。

8 款 1 項 1 目、財政調整基金。25 節、積立金、139 万 8,000 円の追加につきまして、これは南部支所分にかかる基金積立金でございます。支出については以上でございます。次に 5 ページをご覧ください。

歳入であります。5 款 1 項 1 目 1 節、繰越金に、前年度繰越金 299 万 6,000 円を計上いたしました。以上で、議案第 12 号、平成 30 年度峡南衛生組合一般会計補正予算第 2 号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 日 程 第 14

議 長：日程第 14、議案第 12 号について質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日 程 第 15

議 長：日程第 15、議案第 12 号について、討論を行います。討論はございませんか。

一 同：討論なし。

議 長：討論がないようですので、討論を終わります。

#### 日 程 第 16

議 長：日程第 16、提出議案の採決を行います。議案第 12 号、平成 30 年度峡南衛生組合一般会計補正予算第 2 号について、原案賛成の方の挙手を求めます。はい、挙手全員であります。従って、議案第 12 号は、原案どおり可決いたしました。

管 理 者：ありがとうございました。

#### 日 程 第 17

議 長：日程第 17、同意第 1 号、峡南衛生組合監査委員の専任について上程いたします。

#### 日 程 第 18

議 長：日程第 18、同意第 1 号について提案理由の説明を求めます。

管 理 者：はい、議長。

議 長：管理者、辻一幸くん。

管 理 者：それでは、同意第 1 号を朗読して、提案に代えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

同意第 1 号、峡南衛生組合監査委員の専任について。峡南衛生組合監査委員を次のとおり専任したいので、地方自治法、昭和 22 年法律第 67 号、第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。平成 30 年 10 月 31 日 10 月 24 日提出。記、1、議員のうちから選任する委員。住所、山梨県南巨摩郡身延町切石 155。氏名、赤池朗。生年月日、昭和 27 年 2 月 3 日。2、提案理由。市川三郷町議会議員の任期満了に伴い、議会代表監査委員が失職したので、新たに選任する必要が生じたため議会の同意を得たく提案するものであります。よろしくお願ひします。

議 長：提出議案の説明が終了しました。なお、同意第 1 号は人事案件ですので、質疑ならびに討論は省略させていただきます。

#### 日 程 第 19

議 長：日程第 19、提出議案の採決を行います。赤池朗くん、退席をしてください。同意第 1 号、峡南衛生組合監査委員の選任について、原案賛成の方の起立を求めます。起立全員であります。従って、同意第 1 号は原案どおり可決いたしました。

管 理 者：ありがとうございました。

議 長：それでは、赤池朗くん、入場してください。赤池朗くんにご告知します。峡南衛生組合監査委員に同意されました。よろしくお願ひいたします。

日 程 第 20

議 長： 日程第 20、同意第 2 号、峡南衛生組合公平委員の選任について上程いたします。

日 程 第 21

議 長： 日程第 21、同意第 2 号について提案理由の説明を求めます。

管 理 者： はい、議長。

議 長： 管理者、辻一幸くん。

管 理 者： 同意第 2 号を朗読して、提案に代えさせていただきます。同意第 2 号、峡南衛生組合公平委員の選任について。峡南衛生組合公平委員の選任に、次の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条第 2 項の規定に基づき、峡南衛生組合議会の同意を求める。

住所、氏名、生年月日。西八代郡市川三郷町落居 6653 番地 1。志村一成。昭和 30 年 9 月 17 日。平成 30 年 10 月 24 日提出。提案理由であります。平成 30 年 10 月 31 日をもって、公平委員の任期満了に伴い選任する必要が生じたため、議会の同意を得たく提案するものであります。よろしくお願ひします。

議 長： 提出議案の説明が終了しました。なお、同意第 2 号は人事案件ですので、質疑な  
らびに討論は省略させていただきます。

日 程 第 22

議 長： 日程第 22、提出議案の採決を行います。同意第 2 号、峡南衛生組合公平委員の選任について、原案賛成の方の起立を求めます。起立全員であります。従って、同意第 2 号は、原案どおり可決いたしました。

管 理 者： ありがとうございます。

日 程 第 23

議 長： 日程第 23、同意第 3 号、峡南衛生組合公平委員の選任について上程いたします。

日 程 第 24

議 長： 日程第 24、同意第 3 号について、提出理由の説明を求めます。

管 理 者：はい、議長。

議 長：管理者、辻一幸くん。

管 理 者：引き続き、同意案件第 3 号を朗読して、提案に代えさせていただきます。峡南衛生組合同意第 3 号、峡南衛生組合公平委員の選任について。峡南衛生組合公平委員の選任に、次の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条第 2 項の規定に基づき、峡南衛生組合議会の同意を求めます。住所、氏名、生年月日。南巨摩郡身延町西嶋 1382 番地。望月廣喜。昭和 14 年 10 月 31 日。平成 30 年 10 月 24 日提出。

提案理由であります。平成 30 年 10 月 31 日をもって、公平委員の任期満了に伴い選任する必要が生じたため、議会の同意を得たく提案するものであります。よろしく申し上げます。

議 長：提出議案の説明が終了しました。なお、同意 3 号は人事案件ですので、質疑ならびに討論は省略させていただきます。

#### 日 程 第 25

議 長：日程第 25、提出議案の採決を行います。同意第 3 号、峡南衛生組合公平委員の選任について、原案賛成の方の起立を求めます。起立全員であります。従って、同意第 3 号は、原案どおり可決いたしました。

#### 日程第 26

議 長：日程第 26、同意第 4 号、峡南衛生組合公平委員の選任について上程いたします。

#### 日程第 27

議 長：日程第 27、同意第 4 号について提出理由の説明を求めます。

管 理 者：はい、議長。

議 長：管理者、辻一幸くん。

管 理 者：それでは、引き続き同意第 4 号を朗読して、提案に代えさせていただきます。同意第 4 号、峡南衛生組合公平委員の選任について、峡南衛生組合公平委員の選任に次の者を選任したいので、地方自治法第 9 条第 2 項の規定に基づき、峡南衛生組合議会の同意を求めます。住所、氏名、生年月日。南巨摩郡身延町南部 5061 番地。望月三千子。昭和 26 年 3 月 17 日。平成 30 年 10 月 24 日提出。

提案理由であります。平成 30 年 10 月 31 日をもって、公平委員の任期満了に伴い選任する必要が生じたため、議会の同意を得たく提案するものであります。よろしく申し上げます。

議 長：管理者、今ここを身延町と言い間違っています。

管 理 者：失礼しました。住所を間違えました。住所を読み返します。南巨摩郡南部町南部 5061 番地であります。訂正してお詫びを申し上げます。

議 長：提出議案の説明が終了しました。なお、同意第 4 号は人事案件ですので、質疑ならびに討論は省略させていただきます。

#### 日 程 第 28

議 長：日程第 28、提出議案の採決を行います。同意第 4 号、峡南衛生組合公平委員の選任について、原案賛成の方の起立を求めます。起立全員であります。従って、同意第 4 号は、原案どおり可決いたしました。

#### 日 程 第 29

議 長：日程第 29、市川三郷町の議員改選により 1 名減となっております議会運営委員の選任を行います。議会運営委員の選任については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、異議ございませんか。

一 同：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

一 同：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。それでは、11 番、川崎充朗くんを議会運営委員に指名いたします。お諮りします。川崎充朗くんを議会運営委員に選任することにご異議ございませんか。

一 同：異議なし。

議長：異議なしと認めます。従いまして、川崎充朗くんを議会運営委員に選任することに決定いたします。

#### 日 程 第 30

議長：日程第 30、一般質問を行います。発言を許します。市川強くん。

市川議員：5 番、市川。通告書のとおりに一般質問をさせていただきます。

質問の題名、終活について。現在核家族化とする家庭が増えている。日本の人口は、2010 年の 1 億 2,806 万人をピークに、2020 年に 1 億 2,532 万人、2040 年に 1 億 1,092 万人、そして、何と 2055 年には 1 億人を切り 9,744 万人になると、内閣府は 2018 年度版の高齢者社会白書を発表した。

その中で、65 歳以上の人口は、2017 年の 27.7%から、2055 年には 38%になると言われています。その中で、4 割近くの比率になるということにより、終活を考える人々は多くなると思われます。核家族化する中で終活を考えると、葬儀、埋葬、墓所管理は悩ましいと思われます。

そこで考えました。まず第一に葬儀ですが、アルカディア聖苑の広くあまり使われていないロビー的な待合室の一角に、小さな祭壇を置き、宗教に問われない形式にして設けることにより、貧困する家庭や後継ぎの少ない家庭など、現代は僧侶などもネットからの手配ができ、しがらみにとられることもなく経済的に大変良いと思われます。そこで、アルカディア聖苑で家族葬を行えるかどうか伺います。

2 に埋葬ですが、ちまたでは公共の墓所が増えており、樹木葬なども盛んになっています。そこで峡南衛生管内の見晴らしのよい場所に、公共の墓地を築き、墓地のない若年層家族や、町外からの移住者が終の棲家と決めてくれた人々に対して格安の分譲を約束すると、安心することになると思います。

3 に墓所管理の永代供養料込みで、県内外一部で実施しているところもありますが、安い管理費で、ふるさと納税などの永代供養墓の利用権が獲得できる仕組みを提案したいと思えます。

ふるさと納税は、高所得者の税負担軽減につながることから、2008 年の開始以来人気を博し、現在は加熱化しております。その中で、10 年もたつのに手をこまねいている現象は、このような永代供養料込みの利用権は一つの道筋につながると思えます。以上の 3 点を伺います。

議長：辻管理者。

管 理 者：はい。市川議員さんの一般質問についてお答えを申し上げますが、個人的にも私の考え方になるかもしれませんが、その辺はご容赦を願いたいと思います。

今、市川議員さんは、終活の課題を取り上げられたわけでありますけれども、特に私どもが住んでいる地域というのは、過疎と高齢化と人口の流出、なお流出した中での核家族化というような形は、それぞれ 3 点の問題、質問の中での内容が、この地域に該当するような内容だということで、あらためて一般質問の通告を見せていただいたわけであります。

どれも今後の課題として取り扱わせていただきたいと思います。なおそれぞれ 4 町の町が対応するような、町自体がこれらのことについて考えていかなければならないような課題も含まれているなということを感じさせていただいたわけであります。

衛生組合へこの 3 つの問題をそっくりどうだと言われても、今の衛生組合の規則でいくと、衛生組合は火葬ももちろん位置づけてもありますし、それから、し尿も位置づけてありますし、なお一番の環境の問題で、ごみの問題とかという、大きく分けるとこの 3 つが峡南衛生組合で取り組む大きな山の課題だろうということの中で、葬儀に関する課題が、火葬の部分の問題だろうということを感じさせていただいているようなわけです。

率直に言って、今の衛生組合の規則、体制では、具体的にこれらの内容が該当はできないということが正直な答えだろうと、こんなふうと思うわけです。火葬場で葬儀ができないかという 1 点目の質問ですが、今までこの火葬場としたら、こういう要請はなかったです。

要請はなかったということですが、市川議員さんは、アルカディア聖苑のことを取り上げておられるわけでありますが、どのような規模で、またなおそういう要請があれば考えてみるわけですが。ただ、物故者に対して家族がそこでお葬式をするということになると、祭壇を用意したり、あるいは葬儀の手配をしていかなきゃならん。この分野というのは、火葬が済めば、セレモニーホール等で、地元でセレモニーホールがありますし、そこでそういうのが行われるわけですが、火葬場ですということになると、一連の体制づくりまで考えていかなければならないんじゃないかということを感じる時に、祭壇を用意したり、そこで葬儀場としてお坊さんを手配したりというような一連の感じというのが、この火葬場の中に加わっていかなければならないんじゃないかということを感じるわけです。

その点で検討する余地もあるわけですが、そのようなことを思いながら、アルカディア聖苑については、葬儀中にそこで待機している人たちもいるという中で、家族が葬儀をするということが中心になると思うんですが。

果たしてどうかなということをおもいながら、答えにはなりません、私の考え方として、そんなように思わせていただきたいと、こんなように思います。

それから、なお身延町なんかの場合は、合併の一つの施設だったと思いますが、飯富の公民館なんかが葬儀ができるようなシステムをつくって、公民館を貸し出したりというようなこともあるし。また、ある地域によっては、早川町なんかの場合なんかでも、家族葬に近いものですが、公民館を利用して小規模な葬儀をしたなんていうことがあるわけです。その辺で、火葬場でやるということについて、位置づけるかなんかの検討をもう少し具体的に掘り下げてみなきゃならないと、こんなふうに思います。

次に、埋葬の墓地のことですが、いろいろ今は樹木葬だとか、あるいは、本人の依頼で、遺骨を山や海へとかいうような、そういう葬儀の形もあるわけですが、一つに市川議員さんが言われている墓地というのは、衛生組合で墓地を造って、そこで保存してやるというか、祭ってやったらどうかという意図ですか。そういう意図ですね。

これも衛生組合の規則の中にはありませんし、今考えてみるのに、これから考えていくのに、この峡南衛生組合の敷地、なお南部町さんが加わった中で、南部町の火葬場を中心とした場所を確保しながら、そういう公共の墓地ということ、あるいは早川町の場合でも、市川三郷の場合でも、役場が主体になって公共の墓地を求めながら、こういう手配を今後してやるかどうかということは、新しい地域に起こっている深刻な課題だろうと思いますので、その辺についてもひとつ公共の墓地をどうのように確保していったらいいかというようなこと。なお、それらの部分も、衛生組合として考える以前に、それぞれの役場が許可権限を持っていますので、その辺での検討もやはり単位の議会での検討から課題になっていくんじゃないかと。深刻な将来の終活の問題として受け止めさせていただけたらと、こんなように思います。

それから、ふるさと納税についての話題ですが、既によそではやっているところもあるということをお聞いております。ふるさと納税をいただきながら、よそに脱出している人たちの墓地の管理を、納税のお金に従って、それぞれの自治体がやってやるかどうかというようにすることも、サービス業務の一環として、お金をいただきながら留守家族の墓地の清掃やら管理をとすることは、前向きに考えていける課題だと思います。これは面白い話で、私どもの町はしていませんが、納税の売りとして、早川町としては提案をしていってみたいと思います。

なお、これを利用してという話になると、やはりこの衛生組合ではなく、ふるさと納税は、衛生組合での話ではありませんので、各町がこれをどういうふうに活用していくか、活かしていくか。

この納税の納付によって、自分たちの町はどういう利用をさせてもらうかという課題になっていく課題だけに、4町そろっておりますので、またそのような検討はさせていただいて前に進めていけたらと、このように思うところですが、よろしいでしょうか。以上です。取りあえず。

議 長：はい、市川くん。

市川議員：家族葬といいましても、通夜や告別式を大掛かりに行うのではなく、火葬場の炉の前で行う直葬のことを言いまして。今、本所のほうも、支所のほうも、直葬する場合に、平机があるわけなんです。その平机の上に置く2〜3段の、1万、2万ぐらいでできる安い祭壇があるんです。それを置いて、要するに、直葬でも平机ではなく祭壇を置くことにより、少しは葬儀の形を取れるじゃないかということで、そのようなものが用意できるかどうかということなんです。

そうすると、費用は、棺桶、霊柩車、火葬場の利用料などで、10万円ぐらいで終わるということで、一般の葬儀費用の1割程度の費用でできるんです。以前は、直葬というのは経済的に苦しい人や身寄りのない人の福祉的なサービスで行われている方式でしたが、高齢者の影響や終活で、現在では、友人関係や職場の人間関係がほとんどなく、参列する人も少ないケースが増えています。

葬儀に対する意識が今変わっておりまして、都市圏では、5件に1件が直葬だと言われております。それで、葬儀の方法の一つの形式として、これからは地方に定着していくと思いますので、直葬形式で、火葬場の炉の前の平台のテーブルの上に祭壇を置くことによって葬儀形式を取れるので、そのようなものを設けてもらえる考えはないでしょうか。

議 長：辻管理者。

管 理 者：市川議員さんが言われていることは、本当に小規模の葬儀の話だったと思うんですが。早く言えば、火葬場で火葬しながら、そこに祭壇を祭って、ついでになんて言うてはいかんけれども、お上人さんも付いてくることですので、そこで葬儀ができないかと、そういう体制がという。

市川議員：コンパクトに。

管 理 者：こういうコンパクトのね。分かりました。それは、やはり検討する余地は十分あると思いますし、結構なことです。例えば、喪主の立場になれば、この範囲で終わりたいということの中で、火葬場で火葬の最中というのか、骨を拾骨した後、

そこでというようなことが出てくるとしたら、あり得る話であります。そういう希望が今まであったかどうかということも検討しながら対応することは結構なことだと思いますので、もうしばらく時間をいただきたいと、こんなふうに思います。

もう一つには、火葬が 1 体だけの火葬ということであれば、ある程度火葬場も余裕があるけれども、いっぺんに混んでくるというようなことがあったときには、やはりその辺は、違う人たちの火葬も重なるような場合には、どんなような対応をしていったらいいかという課題も残ると思いますので、その辺の検討もさせていただきながら、そろえる内容等もさせていただけたらと、こんなように思います。

祭壇を設けるぐらいのことは、何とか予算化できればできる話ですし、今のような本当に小規模の喪主の希望でという話になってくると思うんですが、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

市川議員：どうもありがとうございました。

議長：以上をもって、一般質問を終了いたします。日程第 31、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出書が提出されておりますので議題といたします。閉会中の調査の申し出があります。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

一 同：異議なし。

議長：異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決定いたしました。以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。これをもちまして、平成 30 年第 2 回峡南衛生組合議会定例会を閉会いたします。

所 長：以上をもちまして、全日程が終了しました。大変ご苦労さまでした。相互にあいさつを交わしたいと思います。全員、ご起立を願います。相互に礼。

一 同：ありがとうございました。

平成30年10月24日

峡南衛生組合 議長

この会議録は正当なものと認めここに署名する。

11 番

1 番